

別紙 8 Biz-agera ビジネスアプリケーションの規定

第1条(利用契約)

当社は、利用規約第11条(契約の成立)により契約者が申し込みした契約が Biz-agera ビジネスアプリケーション契約(以下、「本契約」といいます)の場合に、別紙8-1(サービス種別表 Biz-agera ビジネスアプリケーション)に規定するサービス(以下、「本サービスメニュー」といいます)を提供します。

第2条(契約の単位)

契約者が複数の Biz-agera ビジネスアプリケーション(以下、「本サービス」といいます)を申し込む場合には、個々に本契約を締結するものとします。

2 当社は、本 Biz-agera ビジネスアプリケーション規定(以下、「本規定」といいます)の他、必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は本規定とともに特約を遵守するものとします。

第3条(契約者による利用契約の解約)

契約者が、利用契約を解約しようとするときは、解約日の1か月前までに解約の旨及び解約するサービスなどを当社所定の解約申込書にて当社に通知するものとします。解約の通知があった日から当該通知における解約日までの期間が1ヶ月未満であるときは、当該通知があった日から1ヶ月を経過する日に契約が終了するものとします。

第4条(最低利用期間)

基本サービスの最低利用期間は、利用規約第11条(契約の成立)第1項に定める利用開始日から12ヶ月とします。契約者が利用契約を解除することによって、最低利用期間に満たない場合は、残りの期間に対応する基本サービスに係る料金の全額を違約金として、当社の指定する期日までに指定する方法により支払うものとします。

2 各オプションサービスの最低利用期間は、別紙8-2(料金表 Biz-agera ビジネスアプリケーション)のとおりとします。契約者が利用契約を解除することによって、最低利用期間に満たない場合は、残りの期間に対応する各オプションサービスに係る料金の全額を違約金として、当社の指定する期日までに指定する方法により支払うものとします。

第5条(契約申込時追加提出資料)

契約者は、利用規約第10条(契約申込)に定める資料のほかに、カスタマイズするアプリケーションの必要機能に関する資料等を提出していただくものとします。

第6条(アプリケーションの仕様決定)

当社と契約者は、利用契約成立の後、本規定前条に定めた契約者からの提出資料等に基づいてアプリケーションの仕様を決定するものとします。なお、決定した仕様は、仕様書として書面により当社と契約者の間で共有するものとします。

2 契約者は仕様書の内容に疑義もしくは変更の必要性が生じた場合、ただちに当社に通知し、当社は速やかにその処置を決定し契約者に通知するものとします。ただし、前項に定める仕様決定の後に契約者の通知により仕様内容に変更が加えられる場合、本規定第9条(アプリケーションの仕様変更)に定める仕様変更とみなし、変更の内容に応じて個別に見積もる仕様変更作業料金を適用するものとします。

第7条(アプリケーションのカスタマイズ及び共有プラットフォームの設定)

当社は、前条で定めた仕様書に基づき、サービス利用に必要となるアプリケーションのカスタマイズを実施し、アプリケーションが動作する共有プラットフォームの設定を実施するものとします。

2 当社は、第1項に定めた作業の完了後、契約者に対し仕様書に基づいた利用適性の検査を求めます。契約者は、当社から検査の依頼のあった日から10営業日以内に検査を行い、その結果を書面により当社に通知するものとします。10営業日以内に契約者から当社に検査結果の通知がない場合には、10営業日を経過した時点で検査に合格したものとみなします。

第8条(利用開始)

サービスの利用開始日は、本規定第6条(アプリケーションの仕様決定)に定める仕様書に基づいた利用適性の検査合格の後当社と契約者との間で定めるものとし、これを利用規約第11条(契約の成立)第1項に定める利用開始日とします。ただし、利用開始日は、前条の検査合格日から30日を越えない範囲で設定するものとし、契約者が30日を越えて利用を開始しない場合には、検査合格日から30日目を利用開始日とします。

第9条(アプリケーションの仕様変更)

契約者が、アプリケーションの仕様変更を希望する場合は、当社所定の書面により申し込むものとします。また、仕様変更に伴う必要機能などに関する資料等を提出していただくものとします。

2 前項の申込を承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を当社所定の書面により通知します。変更後の契約はこの通知日に成立するものとします。

3 第1項の申込があった場合に、技術的に困難であるなど当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申込を承諾しないことがあります。この場合は契約者にその旨通知します。

4 当社と契約者は、変更後の利用契約成立の後、契約者からの提出資料等に基づいてアプリケーションの変更仕様を決

定するものとします。なお、決定した変更仕様は、変更仕様書として書面により当社と契約者の間で共有するものとします。

5 当社は、前項の変更仕様書に基づき、アプリケーションの仕様変更作業を実施するものとします。

6 当社は、アプリケーションの仕様変更作業が完了した時点で、契約者に対し変更仕様書に基づいた利用適性の検査を求めます。契約者は、当社から検査の依頼のあった日から10営業日以内に検査を行い、その結果を書面により当社に通知するものとします。10営業日以内に契約者から当社に検査結果の通知がない場合には、10営業日を経過した時点で検査に合格したものとみなします。

7 変更後のサービスの利用開始日(以下、「変更サービス利用開始日」といいます)は、契約者による変更仕様書に基づいた利用適性の検査合格の後に当社と契約者との間で定めるものとします。ただし、変更サービス利用開始日は、前項の検査合格日から30日を越えない範囲で設定するものとし、契約者が30日を越えて利用を開始しない場合には、検査合格日から30日目を利用開始日とします。

第10条(アプリケーションの動作条件)

当社は、契約者に対し、アプリケーションが動作するサーバーOS、ミドルウェア(ウェブサーバー、DBサーバー)の種類及びバージョンを通知します。

2 契約者は、アプリケーションが動作するクライアントOS、クライアントウェブブラウザの種類及びバージョンを当社と協議の上、決定できるものとします。

3 当社は、第1項、第2項で定めた動作条件で正常に動作するアプリケーションを提供するものとします。また、本動作保障範囲はアプリケーションの機能動作のみで、デザインの表示レイアウトなどは含みません。

4 契約者は以下のいずれかの条件に同意する場合、動作条件を変更申込書にて変更することができます。

(1) 動作条件の変更に伴い、当社が実施する必要がある動作確認作業及び設定作業費を別途見積りの上、お支払いいただける場合。

(2) オプションサービスであるアプリケーション動作条件バージョンアップ(別紙8-1(サービス種別表 Biz-agora ビジネスアプリケーション)に記載)に申し込み済みで、オプションを行使する条件を満たしており、これを行使する場合。

5 第1項で通知したサーバーOS、ミドルウェア(ウェブサーバー、DBサーバー)製品及びバージョンの保守サポートを製品ベンダから受けられなくなる場合や、その他当社が必要と判断した場合に、当社は契約者に動作条件の変更を求めることができます。契約者が引き続き本サービスの利用を希望する場合、契約者は当社の変更要求を拒否できず、更に第4項に定められた条件に同意することとします。

6 当社は動作条件の変更要求を契約者に対し電子メール等当社所定の方法で通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、第7項に定める内容に影響を与えないものとします。

7 当社が第6項に定めた方法で動作条件の変更を求めてから60日以内に契約者から新しい動作条件を記載した変更申込書が提出されない場合、当社は契約者との契約を解除することができます。また、この契約の解除において生じたいかなる損害についても、当社は一切の責を負わないものとします。

第11条(監視、保守業務)

当社は、本サービスを良好に稼働させるため、本サービスに使用する共有プラットフォームの監視及び保守業務を実施するものとします。

2 当社による保守業務及び契約者からの連絡受付業務は、月曜日から金曜日(但し、当社の休業日、祝祭日、年末年始休日(12月29日～1月4日)を除く)までの午前9時30分から午後6時までの時間内に提供されるものとします。

3 前項に定める時間帯以外に、監視等により障害等が発見された場合は、当社の判断により保守業務を実施することがあります。

第12条(運営上の義務)

契約者は、本サービスを利用して管理するデータを保有する正当な権利を有し、また、データの内容が第三者の諸権利(著作権、工業所有権、プライバシーを含むがこれらに限る趣旨ではない)を侵害していないことを保証するものとします。

2 契約者は、管理するデータの内容に関して第三者から、異議、クレーム又は損害賠償の請求が契約者又は当社に提起された場合、自己の費用と責任において、当該異議、クレーム又は損害賠償の請求を解決しなければならず、また、当該異議、クレーム又は損害賠償の請求から当社を防御し、免責させるものとします。

第13条(責任・保証)

契約者は本サービスを利用して、情報を収集する場合は、収集元の承諾を得るものとします。

2 契約者は、本サービス利用マニュアルに記載されている以外の操作を行ってはならないものとします。利用マニュアル記載以外の操作を行ったことによる契約者の本サービス利用に伴う各種データの消失、漏洩については、当社は一切の責任を負わないものとします。

3 前条及び本条に定める禁止行為を行ったことにより契約者以外の本サービス利用者、または無関係な第三者に被害を与えた場合、契約者は自己の責任と費用において解決するものとします。

第14条(データに関する当社の責任)

当社は、本サービスで管理される情報は1日1回の全体バックアップを行い、また、当社が本サービスで管理・運用するサーバーに何らかの障害が発生しデータが紛失した場合は、当社はバックアップのデータを速やかに自己負担で回復するものとします。但し、最後に正常に行われたバックアップから障害発生までの期間に加わった或いは加えられたデータの紛

失について当社は契約者に対して一切責を負わないものとします。

第15条(データの消去)

当社は、契約者に対し、何時でも、管理するデータの内容が法令およびガイドライン等の規制に適合しているか又は社会的相当性を有しているか否かについて、必要な審査を行うことができるものとします。

2 前項の審査により、当社が、管理するデータの内容が不相当であると認めた場合は、当社は当該管理データを削除し、またはデータの転送もしくは配送を停止することができるものとします。

3 当社は、契約者の管理するデータの内容等が、当社の定める所定の基準を超えた場合、または利用規約第22条(提供停止)各号のいずれかに該当するときは、契約者に対し、何らの通知なく、現に蓄積している情報を削除し、またはデータの転送もしくは配送を中止することがあります。

4 当社は、第2項または前項に基づくデータ等の削除または転送もしくは配送の停止に関し、いかなる責任も負いません。

第16条(料金等)

本サービスの料金は、別紙8-2(料金表 Biz-agera ビジネスアプリケーション)のとおりとします。

第17条(料金等の支払義務)

契約者は、前条の料金を支払う義務を負います。

2 利用規約第22条(提供停止)の規定に基づき本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

第18条(料金等の計算方法)

本サービスの料金については、毎月、暦月に従って計算した料金の額とします。

(1) 利用開始日を含む暦月の月額料金は無料とします。

(2) 利用開始月の翌月以降の料金の額は料金表に定める月額料金の合計とします。

(3) 契約者の申し込みにより契約メニューもしくはその品目を変更した場合、当該月の料金の額は、料金表に定める品目変更料金の額と、当該月における当該変更前の月額料金(ただし、利用料金計算月の初日に変更した場合は当該変更後の月額料金)の合計とします。

(4) 解除月の月額料金は、当該月1か月分の料金を請求します。

2 契約者が利用契約を解約することによって、利用期間が最低利用期間に満たない場合には、最低利用期間に対応する本サービスに係る料金の全額を違約金として、当社の指定する期日までに指定する方法により支払うものとします。

3 最低利用期間が経過する前に契約者からの申込により利用サービスの内容が変更された場合で、当該変更前の月額料金の額が当該変更後の月額料金の額より大きい場合は、最低利用期間に対応する当該変更前の月額料金と当該変更後の月額料金との差額を、当社の指定する期日までに指定する方法により支払うものとします。

第19条(責任の制限)

当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、本サービスを利用できないことを当社が知った時刻から起算して連続して24時間以上本サービスを利用できなかったとき、または1料金月に合計36時間以上本サービスが利用できなかったときに限り、本サービスの利用ができない状態を当社が知った時刻から、サービスの利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの時間を24で除した数(小数点以下切捨)に当該サービスの月額料金の30分の1を乗じて得た額を翌月以降の月額料金から差引きます。但し、契約者は、当該請求を為し得ることとなった日から3か月以内に当該請求をしなかったときは、その権利を失うものとします。また、応答(レスポンス)速度の遅いことは、利用ができない状態に該当せず、当社は、応答速度の遅さに対して一切責任を負いません。

2 当社は、次のいずれかが発生した場合でも契約者に対して一切責任を負わないものとします。

(1) 本サービスの変更、中断、中止もしくは廃止。

(2) 本サービスにより入出力されるデータの延着、未達、流失、消失、改ざん、文字化け等。

(3) 本システムに保存・管理されている情報、その他の各種設定情報の消失、流出、改ざん、文字化け等。

(4) その他本サービスに関連して契約者、二次利用者および第三者に発生した一切の損害。

第20条(著作権等)

契約者に提供されるアプリケーションおよびその他の各種情報(以下、「ソフトウェア等」といいます。)については、その著作権、知的所有権のすべてを当社、または当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。

2 契約者は、ソフトウェア等を本サービスメニュー利用の目的にのみ利用し、これ以外の目的での利用はできないものとします。

付則

本規定は、平成25年3月1日から実施します。